

3 川 監 公 第 7 号
令和3年8月19日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和3年6月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子

(別紙)

3川監第447号
令和3年8月19日

金屋隼斗様

川崎市監査委員 寺岡章二
同 植村京子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和3年6月21日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、市が秋田恵議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年6月21日付でこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月28日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

なお、別紙2には、陳述を同時に行った政務活動費に係る監査結果（令和3年8月19日付け3川監第449号）の内容を含む。

2 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和3年7月30日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、秋田恵議員とした。

3 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第4 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

(エ) 執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各	会場借上料、委託料、食糧

	種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

(ア) 交付申請手続（条例第5条第1項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(イ) 交付決定（条例第5条第2項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ウ) 支出請求（規則第3条、第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。

(エ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第9条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(オ) 収支報告書等の提出（条例第11条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長は、これらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第12条、規則第11条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報へのマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第15条、規則第14条）

議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第9条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 秋田恵議員（以下「秋田議員」という。）による支出について

請求人が対象としている令和元年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

- ア 人件費として、令和2年3月31日付けで合計640,000円を支出した。
- イ 調査研究費として、武中桂（以下「X氏」という。）に対し、令和元年7月30日付けで35,000円を支出した。
- ウ 広報・広聴費として、X氏に対し、令和2年2月10日付けで90,146円、同年3月31日付けで20,000円の合計110,146円を支出した。
- エ 研修費及び人件費として、研修同行者に対し、令和2年3月23日付けで合計37,600円を支出した。
- オ 事務費として、令和2年2月1日付け、同年3月17日付け、同年5月31日付けで合計171,612円を支出した。
- カ 事務所費として、令和元年12月14日付け、令和2年2月18日付け、同年3月12日付けで合計348,800円を支出した。
- キ 広報・広聴費として、合同会社Mori Labo（以下「A社」という。）に対し、合計1,100,000円を支出した。
- ク 調査研究費として、A社に対し、合計1,705,000円を支出した。

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実に、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

これらの政務活動費に関して、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決）とされ、政務活動費の執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、用途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 人件費について

請求人は、令和2年3月31日付け64万円の人件費の支出について、被雇用者の業務には政務活動の補助以外のものが混合するとして按分すべきところ、按分していないこと、時給ではなく日給としていること、勤務実態を公のものとする勤怠表の添付がないこと、毎月支払うべき賃金を年1回の後払いとし、労働基準法に違反していることなどから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果について

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

令和2年3月31日付けで支出された64万円の人件費は、雇用契約に基づく支出ではなく、業務委託契約に基づく支出で、業務委託契約書（秋田議員提出資料別紙E）によると、業務内容は、政務活動書類の完成等の政務活動補助業務とされ、契約期間は契約締結日である令和元年7月5日から令和2年3月31日まで、業務委託料及び支払方法は100万円を上限とし、1日当たり1万円

を契約期間終了日に支払うとされていた。

上記業務委託契約の成果物として、秋田議員の支出伝票と領収書等支出に係る証ひょう書類等を整えたファイルが関係人調査において提示された。

秋田議員によると、上記人件費に関する勤怠表等は作成しておらず、勤務状況については受託者とSNS上でやりとりし、受託者から業務を実施した旨の連絡を受けた日付を支出伝票に記載し、1日当たり1万円で計算した金額の領収書を作成してもらい、支出伝票に添付したとのことであった。

(イ) 判断

指針によると、「人件費は、会派又は交付対象議員が、その活動の補助者を雇用するのに要する経費であり、条例等では、政務活動費全体に占める人件費の割合、雇用形態について規定しておらず、個々のケースの状況に鑑み、実態に即し按分により政務活動費を充当しなければならない」としている。

そこで検討するに、上記人件費については、業務委託契約に基づくもので、支払いは契約期間終了日とされ、成果物として政務活動費に関する証ひょう書類等を整えたファイルが関係人調査において提示されており、その事務の対価として、委託した個人に対する支払が不当とまでは認められない。

また、業務受託者の業務内容が年度末に政務活動書類の完成等の政務活動補助業務(ただし、履行に必要な関連業務並びに付随する業務を含むものとする)とされていること等に鑑みれば、政務活動関連費に該当するものといえる。

以上によれば、上記人件費の支出に関して、業務受託者の勤務実態を正確に把握できる証拠がなく、政務活動費の支出として十分に説明責任が果たされているとは言い難いものの、これを直ちに否定するだけの証拠も見当たらない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

イ 個人に支出した調査研究費について

請求人は、令和元年7月30日付け3万5000円の調査研究費の支出について、X氏に支出した際に徴した領収書に宛名が記載されていないこと、X氏は秋田議員の友人であり、専門家ではなく、住所も遠方であることなどから、当該支出は私的流用である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

上記調査研究費の成果物として、秋田議員が議会で使用したディスプレイに表示するスライドのデータ(秋田議員追加提出資料①)、支出を証する書面として、支出伝票及び請求書、領収書(秋田議員追加提出資料⑧)が提出された。ま

た、X氏は環境問題に関する論文を執筆していること、秋田議員が、令和元年第3回川崎市議会定例会において、令和元年7月2日に森林環境譲与税に関する一般質問を行っており、その際にディスプレイを使用していること、本件の領収書の宛名が空欄であることを確認した。

秋田議員によると、X氏について、以前から名前は知っていたものの、大学時代等に交流はなく、令和元年第3回川崎市議会定例会における一般質問のための調査を行っていた際、環境社会学の専門家として、X氏を紹介されたもので、信頼できる人として調査研究を依頼し、その金額は、秋田議員がX氏とSNS上でやりとりして決まったとしている。

(イ) 判断

指針によると、「調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費」としている。

そこで検討するに、上記調査研究費については、領収書の宛先が空欄ではあるものの、秋田議員から成果物が提出されており、たとえ、X氏が秋田議員の友人であったとしても、そのこと故に支出が不適正とはいえず、その他、私的な経費に充てられたと認められる証拠はない。

なお、宛名のない領収書は、支払いを行った者を確認することができず、政務活動費の支出に係る証拠資料としては適性を欠くものであるが、件名が「令和元年第3回定例会分資料作成費」となっており、このことをもって、政務活動費として支出されたことを否定することはできない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

ウ 個人に支出した広報・広聴費について

請求人は、令和2年2月10日付け9万146円、同年3月31日付け2万円(合計11万146円)の広報・広聴費の支出について、秋田議員のホームページの更新が2019(令和元)年5月から2020(令和2)年3月までの間一度しか更新されていないこと、支出先であるX氏がホームページ作成や管理に関する専門家ではなく、私的流用の疑いがあること、支払方法も管理を始めた2019(令和元)年5月から10か月後の2020(令和2)年1月31日に一括して行われており、ずさんなホームページ管理委託契約であることなどから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

支出伝票(秋田議員追加提出資料⑧)によると、上記広報・広聴費については

経費の1/3を按分して政務活動費を充てている。

秋田議員によると、X氏に自身のホームページの管理を依頼しており、契約書は作成されていないものの、X氏は、ホームページ作成及び管理の技術を習得し、事業ホームページの作成や管理を行っていることから、技術力に問題はないこと、また、ホームページについては、秋田議員のSNSと連動しており、随時新しい情報に更新しているとのことであった。

(イ) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員とX氏との間に、契約書等は作成されておらず、具体的な契約内容が不明であるが、秋田議員のホームページが存在し、更新されているか否かはさておき、この情報を維持管理する費用として一定額の支出が必要であることは認められる。

したがって、上記広報・広聴費の支出として、契約書等を作成しておらず、その経緯について十分に説明責任を果たしているとは言い難いものの、これを直ちに不適正とまで認めることは困難である。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

エ 研修費及び人件費について

請求人は、令和2年3月23日付け3万7600円の研修費及び人件費の支出について、愛知県で行われた「SDGsフォーラム」の交流会に第三者が同行することに疑義があること、上記人件費が高額であること、同時期に東京都渋谷区においても同様のフォーラムが開催されていることなどから、当該支出は観光目的の私的流用と疑わざるを得ないものであり、不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

支出伝票によると、令和2年3月22日付けで交通費として2名分4万5200円、同月23日付けで人件費として1万5000円が支出されており、秋田議員が出席した中部ESD拠点「SDGsフォーラム2020」は同年2月22日13時30分から18時まで、中部大学名古屋キャンパスにおいて開催され、同フォーラムでは、講演のほか、SDGsに関する50の事例が、8つの会場において同じ時間帯に発表されている（秋田議員提出資料別紙H-1、H-2）。

秋田議員によると、本フォーラムは、地域課題の解決を目指すものとして、1年以上にわたり行われたSDGsに関する50の事例を、複数の会場において同時に並行して発表されるものであるから、同行者とともに、多くの情報を得る必要があったとしている。東京都渋谷区で開催されたフォーラムとは内容が異なり、人件費については往復の移動時間を含めた拘束時間を考慮したものであるとしている。

(イ) 判断

指針によると、「研修費は、会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費であり、他団体が主催する研修に参加する場合、旅費、出席負担金（参加負担金）、資料購入費が支出経費の例として挙げられている。また、議員以外の参加者として、政務活動の補助者は必要限度において支出可能」としている。

そこで検討するに、本フォーラムでは、複数の事例の発表が同時に行われ、同行者と別々に情報収集する必要があることは否定できないこと、また、拘束時間を考慮して人件費を支出したことについては一定の合理性があることから、上記支出が私的流用であるとは認められない。また、東京都渋谷区で開催されたフォーラムとは内容が異なるということであり、その参加の要否については議員の判断によるというべきである。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

オ 事務費について

請求人は、令和2年2月1日付け、同年3月17日付け、同年5月31日付け合計17万1612円の事務費の支出について、当該事務費で購入したパソコンは汎用性が高く、政務活動以外に使うことが十分考えられるため、パソコン購入代には按分が必要であり、購入したパソコンが最上位機種である必要性に疑義があることなどから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

上記事務費によって購入したパソコン及びラベルライターは、それぞれ秋田議員の議会控室において使用されており（秋田議員提出資料別紙I）、それとは別に、自費で購入したパソコン2台が自宅及び事務所において使用されていた（秋田議員追加提出資料②）。

支出伝票によると、パソコン購入に充てた政務活動費は15万8000円であり、購入額17万4800円から自己負担額1万6800円を差し引いた額

が充てられている。

秋田議員によると、上記事務費で購入したパソコン及びラベルライターを議員控室から持ち出して使用することはなく、メールアドレスも政務活動用と私用は区分し、オンライン配信による議会・委員会傍聴に支障がないデータ容量と通信速度、議場でのディスプレイ写真の解像度を勘案した資料作成を行うために必要であったことから、家電量販店の専門販売員に相談の上、当該パソコンを購入したとしている。

(イ) 判断

そこで検討するに、一般的にはパソコン及びラベルライターについては、使用実態に応じて按分すべきものではあるが、本件においては、いずれも議員控室において使用しており、秋田議員の自宅及び事務所には別のパソコンがあり、メールアドレスも政務活動用と私用は区分しているとしており、私的に使用されているという証拠もないことから、按分を要するとまでは認められない。

また、政務活動用に購入した機種であるLAVIE NS700/MABは、LAVIE Note Standardのカテゴリー内では最上位機種ではあるが、使用目的に比して著しく過剰であるとまでは認められない。

なお、パソコン購入に係る支出伝票について、本来4年で減価償却すべきところ、誤って簿価総額から自己負担額を除いた全額を令和元年度に減価償却相当額として計上していたが、簿価を超えた償却は行っておらず、損害は認められなかった。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

カ 事務所費について

請求人は、令和元年12月14日付け、令和2年2月18日付け、同年3月12日付け合計34万8800円の事務所費の支出について、他の議員と比較して賃料が高額であり、秋田議員の看板などが設置されておらず、政務活動事務所として認識できないこと、当該事務所宛に配達証明付きの郵便物を送付しても返送されており、市民からの郵便物を受け取らない事務所であるため、政務活動事務所としての形態を備えていないことなどから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

秋田議員の事務所は幸区中幸町の3階建て建物内にあり、賃料月額19万9000円で同建物の1階1部屋、2階1部屋の2部屋(計43.69㎡)を令和元年12月15日から、川崎市議会議員事務所及び市民コミュニティとして借

り受けている（秋田議員追加提出資料③）。

このうち1階の1部屋は、元美容室であったものを居抜きで借り受けているが、本件措置請求資料12の写真で撮影された玄関は元美容院の玄関として使用されていたもので、現在は閉じたままとなっており、事務所の出入り口としては同建物の別の入口から入った内廊下の入口を使用しているとしている。

同事務所の1階の部屋の内部は秋田議員のポスターのほか、机、いす、パソコンなどが設置されており（秋田議員追加提出資料④）、同2階の部屋の内部はソファとローテーブルが設置されている（秋田議員追加提出資料④追加分）。

支出伝票の備考欄の記載によれば、令和元年12月15日から令和2年3月31日までの間、108日中69日を事務所として使用したとしている（秋田議員追加提出資料⑤）。

一般道路から上記事務所を見た際には、秋田議員の事務所であることを示す表示はなく、ポスト、インターフォンにも何らの記載がなかった。

秋田議員によると、事務所はJR川崎駅、京急川崎駅に近いことから地価が高く、賃料が高額となるとのことであり、他の物件も見たが、安全面などから同建物を選定したとしている。

また、賃貸費と初期費用を抑えるため、1階の部屋は元美容室であった物件を居抜きで使用しており、同建物の外観に秋田議員の事務所として使用されていることを示すものはないが、新型コロナウイルス感染症のまん延により、非接触手段での対応が必要となる中、看板の設置を見送ったとしている。周辺の立地状況、秋田議員の事務所を訪ねる相談者の意向等もあり、事務所1階の部屋はカーテンを閉めたままで対応することがあるとしている。

事務所宛の郵便物については、秋田議員によると、「請求人から郵送された郵便物のうち、令和3年5月21日に差し出されたものは、同年6月10日に受領した」としている。

(イ) 判断

指針によると、「事務所費は、会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費であり、賃借料を支出することができるのは事務所としての形態を備えているものに限り、事務所としての実体は、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する」としている。

そこで検討するに、秋田議員の事務所が入った建物外側には、看板、ポストの表札などがなく、外観上事務所としての形態を備えているとは認め難いものの、同建物の別入口から入った1階の部屋の入口外側には、秋田議員のポスターが貼られ、その1階の部屋内には、机、いす、コピー機、パソコンなどの備品が設

置されており、常勤事務員はいないが、事務所として一定の形態を整えていることが認められる。

他方、同建物の2階の部屋にはソファとローテーブルが設置されているのみで、建物内の廊下から見た入口付近にも事務所としての形態を整えているものではなく、この2階の賃借料に政務活動費を充てていることについての何らの説明もなく、2階の賃借料は合理性を欠くと言わざるを得ない。

したがって、本件事務所の支出のうち、少なくとも2階の部屋の賃借料を政務活動費として支出することは不適法と言わざるを得ない。

よって、市長は、秋田議員に支出した事務所費に係る政務活動費のうち、1/2相当額である17万4400円の返還請求を行う必要があるといえる。

キ 広報・広聴費について

請求人は、合計110万円の広報・広聴費の支出について、支出先であるA社は、そのホームページに占いに関する記載があるのみで、広報・広聴費とは関連性がない事業者であり、成果物のチラシを見た区民もおらず、秋田議員に提示を求めても確認できないこと、1件の支出伝票で処理されるべきものを5件に分割して作成していることなどから、当該支出は不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

A社は、履歴事項全部証明書によると、占いのほか、人材育成、企業戦略の立案など18の目的を掲げる法人である（秋田議員提出資料別紙A）。

A社が作成した成果物は、電子データとして納品されているとして、それを印刷した紙ファイル1冊（国会議員や市議会議員の国政・市政報告等を集約したもの）が提示されたほか、秋田議員の市政報告4枚が提出された（秋田議員提出資料別紙D-1～4）。

秋田議員によると、A社は、さまざまな分野のコンサルタント業務を行っている法人で、一般には連絡先を公開しておらず、請求人の主張するホームページはA社のものではなく、かねてよりの占いブランドとしてのものであるとしている。

秋田議員の市政報告の作成について、A社では調査から作成までを一貫して依頼できることから委託先として選定し、その理由として秋田議員が、「チーム無所属」に所属していた際、難航していた情報の整理についてA社に調査を依頼したところ、きちんとしたエビデンスを提示した上で報告があったため、有益であると判断し、その後の調査や市政報告の作成を依頼するようになったとしている。

A社に支出した金額については、作成前に秋田議員から額を提示し、A社の合意が得られたため決定したもので、請求書や見積書等は作成していないとしている。

今回対象となった5件の支出伝票のうち、「相談費」22万円として支出したのは、市政報告の作成が初めてであるため、国会議員や他の市議会議員がどのような国政・市政報告を作成しているか調査依頼をしたもので、成果物として、国政・市政報告等を集約した紙ファイル1冊が提示された。

その他の項目である「原稿費」33万円、「構成費」16万5000円、「デザイン費」27万5000円、「修正費」11万円については、所属会派（チーム無所属）が解散したこと、所属地域政党を離れることとなったことによる印刷物のデザインの変更などにより、再作成が必要となったり、市のSDGsの取組とひもづけるために修正をしたりしたことによるとしている。

具体的には、当初作成した市政報告を「原稿費」とし、所属会派が解散したことによる修正を「構成費」とし、所属地域政党を離れることとなったことによるデザインの変更を「デザイン費」とし、市のSDGsの取組と連動させるための修正を「修正費」としたとしている。表に示すと次のとおりである。

支出伝票件名	金額（円）	関係人調査で確認した内容
市政報告 相談費	220,000	他の議員の市政報告を集約したファイル
市政報告 原稿費	330,000	市政報告No.1の作成
市政報告 構成費	165,000	市政報告No.1から会派名を削除
市政報告 デザイン費	275,000	市政報告No.1に加筆
市政報告 修正費	110,000	市のSDGsの取組と連動したものを加筆

全体として市政報告の作成費用が高額となったのは、白紙の状態から作成を依頼したため、印刷物によるポストイティング等は個人情報保護の観点からの疑問やペーパーレス化の実践への課題認識があったことから、印刷物ではなく、ホームページのみに掲載することとし、インターネットを利用できない方には個別に印刷して渡しているため、印刷物は存在しないとしている（ただし、関係人調査において、プリントアウトしたものが提示された。）。

(イ) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、令和元年度に市政報告を作成するに当たり、まず過去の国会議員や市議会議員の調査報告書の検討を行い、それを集約した電子データに市政報告相談費として22万円を支出し、その後、秋田議員の市

政報告 4 種類を作成している。

「相談費」については、成果物が提示されており、直ちに不適切とはいえない。

しかしながら、上記 4 種類の市政報告の内容は、最初に作成した市政報告（秋田議員提出資料別紙 D-1）をベースとして、会派の名称を削除し、縦書き 2 段を横書き 2 段への組替えしたもの（同 D-2）、議会質問等を加筆したもの（同 D-3）、A4 判 S 型を A4 判 E 型へ組替えし、SDGs の絵や評価を加筆したもの（同 D-4）であるが、その内容に大きな変更や加筆はなく、相当部分が重複したものとなっている。

以上によれば、上記 4 種類の市政報告は、いずれも相当部分が重複している上、支出伝票上の件名に記載された項目と実際の内容に相違があること、成果物が電子データに加筆修正されただけであること等を考慮すると、最初の「原稿費」を除く、「構成費」、「デザイン費」、「修正費」とされた合計 55 万円の 1/2 については、社会通念上、過大であると言わざるを得ない。

したがって、市長は秋田議員に支出した広報・広聴費に係る政務活動費のうち、市政報告構成費、市政報告デザイン費及び市政報告修正費に充てられた額の 1/2 相当額である 27 万 5000 円の返還請求を行う必要があるといえる。

ク 調査研究費について

請求人は、合計 170 万 5000 円の調査研究費の支出について、その支出先である A 社は、そのホームページに占いに関する記載があるのみで、調査研究費とは関連性がない事業者であること、緊急対応などとして高額な支出を行っていること、支出の透明性を高めるために必要である政務活動記録票を支出伝票に添付していないこと、調査を依頼した内容が議会で質問されていないことなどから、当該支出は、他目的での私的流用と疑わざるを得ないものであり、不適切である旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

A 社は、前記のとおり、18 の目的を掲げる法人である（秋田議員提出資料別紙 A）。

調査研究に関し、秋田議員は、A 社とコンサルティング契約を締結しており、報酬については、依頼 1 件当たり 100 万円以内で 5 万円単位と定められている（秋田議員提出資料別紙 B-2）。

上記成果物として、関係人調査時に官公庁のホームページ等に登載されている資料をまとめたものが提示されたほか、校庭開放に関する調査報告書などが提出された（秋田議員追加提出資料⑥）。

これらの概要は次のとおりである。

支出伝票件名	金額（円）	関係人調査で確認した内容
校庭開放に関する調査報告書	220,000	令和元年11月20日から 同年12月9日まで
子供のサッカーゴール事故例に関する調査報告書	220,000	令和元年11月20日から 同年12月9日まで
被災世帯への支援に関する調査報告書	385,000 (緊急対応)	令和元年12月7日から 同月11日まで
避難行動に関する調査報告書	330,000	令和元年11月20日から 同年12月9日まで
台風19号に関する調査報告書	220,000	令和元年10月12日から 同月20日まで
文化芸術の活動及びまちづくりに関する調査報告書	330,000	令和2年2月20日から 同年3月10日まで

なお、令和元年第5回川崎市議会定例会における、チーム無所属の代表質疑において、台風19号の検証等に関する質問が行われている。A社が作成した調査に係る成果物として、上記調査報告書の名目ごとに官公庁等がホームページに登載している資料等を印刷した紙ファイル6冊が提示された。

秋田議員によると、所属会派（チーム無所属）の解散、所属地域政党からも離れることにより、一人で全ての業務を行うことを要するなど、限られた時間の中で同時に複数の質問を立てる必要があったため、前記きの市政報告の作成依頼のほか、A社に継続して複数の調査依頼を行ったとしている。

秋田議員によると、令和元年12月9日に当局から補正予算に関する議案内容の説明を受け、代表質疑を担当するよう命じられたが、原稿提出が同月11日と短期間であり、一般質問において、議長宛て提出するディスプレイ使用申出書等の期限日と重なっていたため、納期を変更し緊急対応を含む調査を依頼し、金額についてはA社と事前に相談の上、決定したとしている。

また、A社に社員はおらず、一人で業務を行っており、緊急対応については睡眠時間を削りながら、期限に間に合わせてもらったとしている。

(イ) 判断

指針によると、「調査研究費は、会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費」としている。

そこで検討するに、秋田議員は、上記各調査研究を行う際、A社に調査報告書の提出を依頼し、事前に額を提示することで、A社と合意した金額を決定し、短いものでは数日で調査研究結果を電子データで取得できたとしており、各調査

報告の名目ごとに電子データを印刷した紙ファイルを提示している。

このような複数の調査報告書の作成を同時期に依頼することや事前に見積書等もなく金額が決められた経緯にやや不自然な点は認められるものの、その調査報告ごとに成果物が提示されており、その金額が著しく高額であるとまで認めることは困難である。

また、請求人は、秋田議員の調査報告書の内容も問題とするが、調査研究の結果が、議会又は委員会における質問等において明確にあらわれていなくても、そのことは必ずしも市政に生かされていないことを意味するとはいえないものと解される。

なお、政務活動記録票は公開された収支報告書と支出伝票には添付されていないが、このことをもって、直ちに不適正であるとは認められない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、本件措置請求は、前記（２）カ及びキについては、本件各支出が違法であるとの請求人の主張には理由がある。

その余のものについては、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

3 勧告

以上の結果に基づき、本件措置請求における請求人の主張には一部理由があると認められ、法第242条第5項の規定により、市長に対し、以下のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

令和元年度に交付した政務活動費のうち、前記2（２）カ及びキについて、市長は政務活動費の支出について妥当性を検証し、政務活動費を充てるべきではない経費であったと認められた場合には、秋田議員に対して期限を定めて返還を求めるなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和3年11月30日までにその旨を監査委員宛て通知されたい。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及

び議員は、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、支出伝票に添付された領収書及びその他証拠書類等から支出の詳細が確認できない事例もあった。

具体的には、見積書などの書面を徴取せずに、SNSを利用して金額の決定を行い、その過程が分からないもの、契約書等を作成していないため契約内容が不明確なもの、業務の実施や完了報告がSNSによってのみ行われているもの、請求書が確認できないものが見受けられた。

政務活動費については、個々の支出の金額や支出先、活動の目的、内容等全てを詳細に報告することまで求められていないが、一方、仙台地裁平成29年1月31日判決では、政務調査費について「政務調査費の支出が本件用途基準に合致するか否かについて、支出の過程に関与していない原告の側でその詳細を明らかにすることはしばしば困難を伴うと言わざるを得ない。他方で、自ら政務調査費を支出した被告らの側においては、法、本件条例及び本件規則を遵守して政務調査費を支出しているとされる以上、支出が本件用途基準に合致することについて合理的な説明をすることが期待できるといえる」とされており、その適正な執行が求められる。

指針においては、支出を証明する書類として、見積書、契約書等を必要としていないが、一般的に契約行為、例えば印刷物の作成においては、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、支払請求、支払、受領書の発行という流れが商慣行となっており、政務活動費においても、こうした商慣行に倣って進めることが、透明性の確保、市民への説明責任を果たすことにつながるものと考えられる。また、ホームページの管理など、一定期間役務の提供を受けるものについては、金額や業務内容など必要事項を記載した契約書を作成することが望ましいと考える。

会派及び議員においては、引き続き政務活動費が公金であることを意識し、用途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等を望むものである。

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員殿

令和3年6月21日

請求人

【住所】 (省略)

【職業】 (省略)

【氏名】 金屋 隼斗

第1 請求の要旨

秋田恵（あきた めぐみ）に対し政務活動費4,062,352円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第2 請求の原因

1 対象となる財務会計行為

- ① 秋田恵（あきためぐみ）は令和元年度、人件費として、令和2年3月31日付で合計金額640,000円を政務活動費から支出した（資料1）
- ② 秋田恵（あきためぐみ）は令和元年度、調査研究費として、武中桂に対し、令和元年7月30日付で35,000円を政務活動費から支出した（資料2）
- ③ 秋田恵（あきためぐみ）は令和元年度、広報・広聴費として、武中桂に対し、令和2年2月10日付で90,146円、令和2年3月31日付で20,000円の合計金額110,146円を政務活動費から支出した（資料3）
- ④ 秋田恵（あきためぐみ）は令和元年度、研修費および人件費として、研修同行者に対し、令和2年3月23日付で合計金額37,600円を政務活動費から支出した（資料4）
- ⑤ 秋田恵（あきためぐみ）は令和元年度、事務費として、令和2年2月1日付、3月17日付、5月31日付で合計金額171,612円を政務活動費から支出した（資料5）
- ⑥ 秋田恵（あきためぐみ）は令和元年度、事務所費として、令和元年12月14日付、令和2年2月18日付、3月12日付で合計金額348,800円を政務活動費から支出した（資料6）
- ⑦ 秋田恵（あきためぐみ）は令和元年度、広報・広聴費として、合同会社Mori Laboに対し合計金額1,100,000円を政務活動費から支出した（資料7）
- ⑧ 秋田恵（あきためぐみ）は令和元年度、調査研究費として、合同会社Mori Laboに対し合計金額1,705,000円を政務活動費から支出した（資料8）

2 財務会計行為の違法性

(1) 序論

川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例において、会派および議員の責務として「議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に

使用しなければならない」とされている。

政務活動費の運用指針において、執行にあたっての原則では「政務活動費が公金であることから、使途内容等についての透明性確保が求められているため、会派および交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票および活動記録票における説明の充実等に努めること」とされている。

政務活動費は、「地方自治法」の規定により制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派および議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものであり、政務活動費の元手は住民の税金である以上、使用には高い透明性と適正さが求められる。

(2) 違法かつ不当である理由

①秋田議員の人件費について

- A. 秋田議員を除く他の議員の人件費は、政務活動の補助以外の業務も混合するとして按分しているが、秋田議員は按分していない。(図1)
- B. 秋田議員を除く他の議員の人件費は、時給単位で細かく支払っているが、秋田議員は日給1万円を人件費として政務活動費から捻出している。(図1)
- C. 秋田議員を除く他の議員の人件費は、勤務実態を公のものとするため、勤怠表を添付しているが、秋田議員は勤務実態を公のものとする勤怠表の添付がない。(図1)
- D. 秋田議員を除く他の議員の人件費は、被雇用者へ毎月きちんと支払われており労働基準法を遵守しているが、秋田議員は年1回の後払いのため労働基準法に違反している。

秋田議員の被雇用者は、2019年7月8日～2020年3月31日の期間勤務しているが、給料は初勤務から約9ヶ月後の2020年3月31日に64万円(資料1)を一括で支払われているため、被雇用者は約9ヶ月間給料が支払われていなかったことになる。

他の議員と秋田議員の人件費の比較		
	他の議員	秋田議員
人件費	時給単位	日給1万円
按分	している	していない
勤怠表	添付あり	添付なし
支払日	毎月	年1回一括

図1

川崎市の政務活動費の運用指針では、常用雇用とアルバイト雇用については規定していないが、「労働基準法を遵守しなければならない」と記載されている。

労働基準法(第24条第2項本文)では、『賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない』とされているため、秋田議員と被雇用者との雇用契約は労

働基準法に違反しており、30万円以下の罰金（第120条）に科せられる可能性がある。

労働基準法（第15条）の『労働条件の明示』では、賃金の締切・支払いの時期に関する事項を明示することになっているが、支払い実態を見る限りこちらも遵守されていない。

また、ハローワーク川崎の●●●●●●氏に確認したところ、変動勤務の場合でも1ヶ月で87時間勤務を超えていれば雇用保険の加入義務が生じるとのことである。

令和元年度の支出伝票（資料1）によると2020年1月の被雇用者の勤務日は月15日間の勤務実態が明記されており、日給1万円においては1日8時間勤務が推測されるので、2020年1月は120時間の勤務となるため、雇用保険加入が必要であると考えられる。

そのため、秋田議員の被雇用者が雇用保険に未加入であった場合は、こちらも労働基準法に違反している可能性がある。

また、政務活動費の運用指針において、議員が保管する事になっている被雇用者の職員雇用履歴台帳、源泉徴収票、賃金台帳、出金伝票、社会保険関係書類の提示を内容証明書（資料9）で求めましたが、秋田議員は提示を拒否される。

2019年度の秋田議員の政務活動を調べたところ、ホームページは1度しか更新されていない、政務活動に関する調査や研究等は占い師または友人に丸投げ、チラシ等の作成配布は一度もされていない、政務活動事務所には看板等が一切なく実体不明のため、秋田議員に被雇用者が必要で、被雇用者が政務活動の補助のみを行なっているとは考えられない。

以上のことから、秋田議員と被雇用者との雇用関係は、政務活動費の運用指針および労働基準法から逸材しており、日給1万円で勤怠表の添付や按分をしない不透明な会計処理であり、初勤務から約9ヶ月におよぶ期間も給料が支払われておらず、労働基準法を順守しない一般社会ではありえないような雇用契約といえる。

税金が元手である政務活動費の使用には高い透明性と適正さが求められますが、秋田議員は労働基準法に違反している不適切な雇用契約をしているため、人件費は不当である。

よって、秋田議員の人件費は政務活動費の支出として不適切なため、返還を求める。

②個人である友人に支出する調査研究費について

秋田議員は、令和元年7月30日に一般質問の際に使用する資料を、秋田議員と同じ大学の同じ学部を同時期に卒業した友人の武中桂氏に依頼するが、調査研究費から作成費として支出した35,000円（資料2）の領収書には宛名が記載されていない。

また、支出先の武中桂氏は秋田議員の友人で、今回の支出と関連性が少ない職業をされており、専門家でない遠方（兵庫県在中）の友人である個人に対して、川崎市に関する資

料作成を委託し政務活動費から支出することは私的流用であり不当である。

政務活動費は、私人としての活動経費は支出不可となっているため、返還を求める。

③個人である友人に支出する広報・広聴費について

秋田議員は、当選前に作成した「秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会」（神奈川県政治団体名簿に登録）政治団体のホームページの管理費として2019年5月～2020年3月まで毎月1万円（3万円の1／3按分）を政務活動費の広報・広聴費として武中桂氏に支出している。

しかし、こちらのホームページは2019年5月～2020年3月の間は1度しか更新されておらず、議会発言は準備中（資料10）であり、政務活動及び市政に関する内容はない。

※2020年8月より議会発言を更新して市政情報を新たに追加

また、ホームページ管理費の支出先は、会社ではなく秋田議員の友人である武中桂氏個人ですが、経歴や職業を見る限りホームページ作成や管理に関する専門家ではないため、私的流用の疑いがある。支出に関しても2019年5月から管理していることになっているため、10カ月後の2020年1月31日（資料3）にまとめて一括で支出するなど、一般社会ではありえないようなホームページ管理の委託契約を交わしていると考えられる。

よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求める。

④理解しがたい研修費および人件費について

秋田議員は、2020年2月22日に愛知県で行なわれた『SDGSフォーラム』の交流会に同行者をつけ、同行者の交通費22,600円及び人件費15,000円の合計金額37,600円を政務活動費から支出（資料4）している。

政務活動費の運用指針において、研修費の議員以外の参加者については、「政務活動の補助者は必要限度において支出可能」となっているが、補助者が必要であると限られた場合は支出可能のため、この交流会においては第三者が同行する必要性に疑義がある。

なぜなら、例えば、秋田議員に一人で講義を聞いて理解する能力がない場合であっても、講義内容をヴォイスレコーダーで録音して、後日補助者に聞いてもらえばよいだけである。

この交流会のプログラムを見ると開催時間は、13時半～18時（途中休憩30分）で開催されているため、4時間の交流会である。

秋田議員は、人件費15,000円を補助者に支出しているが、時給換算すると時給3,750円となるため非常に高額であり、人件費15,000円とした根拠も不透明である。

また、同時期に関東ESDにおいても東京都渋谷区で『SDGSフォーラム』が開催されているため、同行者を引き連れて愛知県まで行くのは観光目的の私的流用と疑いざる

を得ない。

よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求める。

⑤汎用性が高い事務費について

秋田議員以外のパソコン購入代を調べると政務活動以外の用途も予測して1/2～1/3の按分がされているが、秋田議員は按分をされていない。

そして、デスクトップでないノートパソコンまたはラベルライターは控室用として、政務活動費から全額支出しているが、両方とも持ち運び可能で政務活動以外に使うことが十分考えられるため、政務活動以外では使わない明確な区分が不能の場合は按分が必要である。

また、秋田議員が政務活動費で購入したノートパソコン（NS700MAB）は、ブルーレイ搭載の1TBのHDD搭載の2019年春モデルの最上位機種（資料11）で、LAVIENOTE全5機種のうち、BDXL対応・フルHD対応はこの機種のみであり、政務活動のみで使用するのに最上位機種の必要性に疑義がある。

よって、政務活動費の支出として按分が必要であるため、ノートパソコン及びラベルライターの支出合計171,612円の50%按分である85,806円の返還を求める。

⑥高額すぎる実態不明の事務所費について

平成22年5月28日、川崎市議会議員に対する政務調査費（現：政務活動費）に関する住民監査請求では、当時監査委員の松川欣起氏及び奥宮京子氏は「政務調査費（現：政務活動費）が公金から交付されていることを踏まえると、最小の経費で最大の効果を挙げる（地方自治法第2条14項）という趣旨が、一層考慮されることを望むものである」と意見されている。

しかし、秋田議員が政務活動費から支出している事務所費は、他の議員の事務所費と比較をすると2～4倍の高額賃料（図2）であるため、最大な経費を費やした事務所である。

議員名	月額事務所費
秋田めぐみ	199,000
松川正二郎	88,000
青木のりお	87,000
石田康博	86,400
山田瑛理	86,400
浅野文直	80,000
斎藤しんじ	70,000
末永直	70,000

本間賢次郎	85,000
野田雅之	68,000
吉沢なおみ	60,000
月本たくや	53,000
橋本まさる	50,000
浦田大輔	50,000

全議員、上記の事務所費より50%按分で支出

図2

秋田議員の事務所費	
令和元年12月14日	49,915
令和元年12月14日	99,500
令和2年2月18日	99,665
令和2年2月12日	99,720
合計金額	348,800

図3

また、川崎市議会の政務活動費の運用指針において、事務所賃貸料は、『事務所としての形態を備えているものに限る。事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容、賃借目的等諸般の事情を総合的に考慮して判断する。』と定められている。

そのため、政務活動費から事務所費として支出できる事務所の形態は、市民が外観等を見て政務活動事務所としてわかる事務所であることが前提である。

秋田議員の政務活動事務所は入居から1年半以上も経過しているのに、外観および郵便ポストに何一つとして事務所であるとわかる表札及び看板等がないどころか、事務所入り口および側面には、『CIFER』と大きく書かれた看板があり、全くもって市民の誰もが政務活動事務所であると認識ができない。(資料12)

秋田議員が政務活動の事務所とされている住所(川崎市幸区中幸町4-9-5 101)へ定例会議または委員会が開催されていない期間である2021年5月21日~30日の9日間に配達証明付きの郵便物を送付するが、市民からの郵便物を受け取らない(資料13)事務所であるため、政務活動の事務所としての形態を備えていない。

そして、秋田議員の政務活動事務所の外観は、パルテノン神殿のような外観で、外からは中が見えないように大きな紫色のカーテンとパーテーションで目隠しをしており、床は大理石のため、見た目は政務活動事務所というよりも『占いの館』もしくは『美容室』である。

また、自身の政務活動費からホームページ管理費を支出しているホームページにおいても、政務活動事務所の所在地を記載せず、この事務所から徒歩10分程の川崎市議会に

は秋田議員専用の控室があり、そこに常備されているパソコンやラベルライターは政務活動費から支出されているため、市民に所在地を明かさないう高額の事務所の存在価値が不明である。

※議員控室において被雇用者の出入りや政務活動は可能とのこと（議会事務局より）

政務活動費の運用指針によれば、事務所としての形態を備えていない場合は事務所賃料を政務活動費から支出することは認められないと定めているため、令和元年12月分～令和2年3月分の事務所賃料の合計金額348,800円（図3）の返還を求める。

⑦占い師に支出した広報・広聴費について

秋田議員が政務活動費の広報・広聴費から多額の支出をしている合同会社M o r i L a b o (<https://www.morihidehiko.com>) は、2019年10月3日（資料14）に合同会社として法人番号が指定されたばかりの事業者である。

しかしながら、秋田議員は設立直後の合同会社M o r i L a b o に対して2,850,000円という多額の政務活動費をたった数ヶ月で支出している。

不審に感じ2020年7月3日に合同会社M o r i L a b o の請求書記載の所在地に訪問したところ、所在地には合同会社M o r i L a b o とわかる表札及び看板等（資料15）は一つもない。

また、合同会社M o r i L a b o のホームページを確認したところ、占いに関するとしか記載（資料16）されておらず、料金設定は『対面セッション占い1時間6万円』『電話セッション占い10分1万円』『メールセッション占い5分5千円』（資料17）の3つの高額な占い料金のみしか記載されていない。

そして、合同会社M o r i L a b o への支出伝票は全部で11枚（図4）あるが、全てが占い設定金額と同じ5千円単位であり、ホームページは企業にとって顔であるが、そこに占い料金以外の金額や項目は何一つないとなれば、占いに使ったと考えるのが妥当である。

秋田議員が占い師へ支払った項目と金額		
実施年月日	調査研究費	
2019.10/25	台風19号に関する調査研究費	22万円
2019.12/10	校庭開放に関する調査研究費	22万円
2019.12/16	被災世帯への支援に関する調査研究費	38.5万円
2019.12/20	サッカーゴール事故例に関する調査研究費	22万円
2019.12/22	避難行動に関する調査研究費	33万円
2020.3/11	文化芸術の活動及び街作りに関する調査研究費	33万円
実施年月日	広報・広聴費	

2019.11/21	市政報告 相談費	22万円
2019.12/13	市政報告 原稿費	33万円
2019.12/25	市政報告 構成費	16.5万円
2020.1/10	市政報告 デザイン費	27.5万円
2020.1/15	市政報告 修正費	11万円
合計金額		280万5千円

図4

さらに、事業者代表の肩書は占い師、パーソナルコンサルタント（心の悩み相談に使われる用語）と書かれており、「40代で人の未来や現状を話しするだけで把握できるというスキルの特異性に気づき、そこから全ての人をより良い未来へ進み、幸せになって欲しいと思い、占いとコンサルタントを行なうことを決意する。」と自己紹介文が記載されているため、秋田議員が数多く支出した調査研究費および広報・広聴費とは関連性が無い事業者である。

広報・広聴費として1,100,000円を合同会社Mori Laboへ支出しているが、通常の印刷事業者であれば1つの支出伝票に入れる項目（市政報告相談費、原稿費、構成費、デザイン費、修正費）であるのに、5つの支出伝票に分けていることも不可解である。

そして、市政報告相談費として220,000円（資料18）を支出しているが、アドバイスをもらっただけで大卒初任給の平均月給210,200円（令和元年度）を上回る高額料金を税金が元手の政務活動費から支出することは道理的に考えても理解できない。

政務活動費の運用指針において、広報・広聴費は「会派又は交付対象議員がその活動もしくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取もしくは市民相談を行なうのに要する経費」と記載されており、「委託先の選定理由および委託内容を明確にした上で、契約を締結し、成果物は会派または議員において保管」とされている。

そのため、相談費、原稿費、構成費、デザイン費、修正費があるのに印刷費の項目がないことや、成果物のチラシを見た人がいない（複数の幸区民に確認）ことも不可解に感じたため、秋田議員へ2020年7月31日にメール（資料19）、2021年5月21日に内容証明書（資料9）にて、いずれも成果物であるチラシなどの印刷物の提示を求めるが拒否される。

よって、合同会社Mori Laboに支払った広報・広聴費の成果物は存在せず、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求める。

⑧ 占い師に支出した調査研究費について

秋田議員は合同会社Mori Laboへ5つの調査研究費を支出しており、最初に2019年10月に『台風に関する調査研究費』を支出しているが、合同会社Mori Laboは同月の2019年10月に合同会社として法人番号が指定された事業者であ

るため、実績のない事業者である。

合同会社Mori Laboのホームページでは、占いに関する料金設定しかないため、調査研究とは関連性が無い事業者ですが、2019年12月10日～22日(図4)のたった13日間で4つの調査を依頼するなど、本当に調査や研究がされたのか疑義がある。

また、2019年12月に『被災世帯への支援に関する調査研究費』を支出しているが、備考欄に「代表質疑の日時が直近のため緊急対応」と記載あり、緊急で対応しただけで100,000円(資料20)と高額な報酬を支出するなど理解できない請求書の内訳である。

秋田議員は6つの調査研究費を高額で支出しているのにも関わらず、支出の透明性を高めるために必要とされている『政務活動記録表』をいずれも支出伝票に添付していない。

「被災地世帯への支援に関する調査研究費」は、代表質問するために緊急対応で依頼しているが、特に調査や研究成果が分かることは質問されていない。

他の5つの調査研究は一般質問項目として調査依頼しているにも関わらず、現在までの間に調査や研究成果が分かる内容は一つも議会で質問をされていない。

また、3月10日の一般質問(資料21)を秋田議員は当日欠席している。

このように、政務活動に関連性のない事業者に対して成果の不透明な業務の依頼が繰り返し行われていることから、秋田議員と合同会社Mori Labo代表の占い師が以前から知人関係であり、他目的での私的流用を行なっているのではないかと疑わざるを得ない。

合同会社Mori Laboのように調査研究および広報広聴の経験や実績のない事業所への支出が認められるのであれば、業種、事業形態、実績など関係なく、例えば飲食業者に調査を依頼しても支出が認められることから、政務活動費の使い方はルールがない無法地帯となる。

よって、合同会社Mori Laboに支払った調査研究費は、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求める。

(3) 結論

以上、上記各支出は、政務活動費として支出できない又は按分が必要である支出であるため、返還を求めた請求に及んだ。

3 請求者

請求者であるNPO法人国民の健康と生活を守る会の理事長金屋隼斗は、新型コロナウイルス感染拡大により生活困窮者となった方々へ、ボランティアで様々なサポートを提供していたところ、市民から一通のメールが届く。その内容は、「SNSで川崎市議会議員の政務活動費の不正を疑う投稿がある。たくさんの市民がコロナウイルスで大変の状況の中、

本当に議員が不正行為をしていたら許せない。」等であった。

私たちの団体は『自分だけが良ければいい！そんな人間になりたくない！』をスローガンに掲げて地域活動をしていたため、団体の代表として看過することができなかった。

そのため、多大な時間と労力を使い徹底調査したところ、秋田議員の政務活動費は不適切な支出が多数存在したため、監査請求を起こすことを決意した。

添付資料

- 資料1 秋田議員が人件費で支出した支出伝票および領収書
- 資料2 秋田議員が調査研究費として武中桂氏へ支出した支出伝票および領収書
- 資料3 秋田議員が広報・広聴費として武中桂氏へ支出した支出伝票
- 資料4 秋田議員が研修費および人件費として同行者へ支出した支出伝票
- 資料5 秋田議員が事務費として支出した支出伝票
- 資料6 秋田議員が事務所費として支出した支出伝票
- 資料7 秋田議員が広報・広聴費として合同会社Mori Laboへ支出した支出伝票
- 資料8 秋田議員が調査研究費として合同会社Mori Laboへ支出した支出伝票
- 資料9 秋田議員へ送った内容証明書
- 資料10 秋田議員の1度しか更新されていないホームページ
- 資料11 秋田議員が政務活動費から全額支出した最上位機種パソコン
- 資料12 秋田議員の政務活動事務所の外観等
- 資料13 秋田議員が受け取り拒否をした一般書留郵便
- 資料14 合同会社Mori Laboの法人番号が指定された記録
- 資料15 合同会社Mori Laboの所在地の実体
- 資料16 合同会社Mori Laboのホームページ
- 資料17 合同会社Mori Laboの料金設定
- 資料18 合同会社Mori Laboに支出した市政報告相談費の支出伝票
- 資料19 秋田議員へ成果物を求めたメールの内容
- 資料20 合同会社Mori Laboに支出した緊急対応費が含まれた支出伝票
- 資料21 秋田議員の一般質問の内容

請求人の陳述録

まず、秋田議員ですが、政務活動費が私たち市民の税金であることを十分理解できていないと考えています。現在、東京都議会議員の法令違反の説明責任を果たしていないことが世論では大変問題視されていますが、秋田議員には、自身の法令違反や様々な不適切な支出に関して、市民の皆様に説明をすべきだと思います。

私が不適切だと主張する項目が8項目ありますので、早速、順に陳述いたします。

まず、人件費の問題についてです。

政務活動費の運用指針では、雇用に当たっては労働基準法を遵守しなければならないとなっています。しかし、秋田議員の雇用契約は、令和元年7月から働いていたことになっている人件費も約9か月後の令和2年3月31日にまとめて一括で支払われているため、労働基準法第24条第2項の「賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」に違反しています。また、9か月後に払う日給までは、令和2年3月31日に勤務した人件費は当日払いをしているため、そもそも労働基準法第15条の賃金の締切り、支払いの時期に関する事項を明示することになっている労働条件の明示も違反しているのではないのでしょうか。

また、政務活動費の運用指針には、被雇用者の職員雇用履歴台帳、源泉徴収票、賃金台帳、出金伝票、社会保険関係書類を議員が保管することになっていますが、これらの提示を再三にわたり求めましたが、秋田議員は応じないため、たとえこれらの書類を監査委員が求めて秋田議員が提示したとしても、もともと存在せず、新たに作成したものと捉えて監査していただきたい。

秋田議員を除くほかの議員の人件費は、政務活動費の補助以外の業務を混合するとして、按分し、時給単位で細かく支払い、勤怠表を添付し、毎月きちんと支出されていますが、秋田議員は按分せず、時給でなく日給1万円の根拠は不明、勤怠表の添付がない。そして、労働基準法に違反して年1回の後払いです。

この件につきまして、私はこう推測しています。そもそも、9か月間の給料が未払いなのに働き続ける人間がいるのでしょうか。これは、政務活動費の返還を免れるため、実際に行っていない人件費を年度末の最終日である3月31日にまとめて計上したとしか考えられません。また、秋田議員は、チラシの作成、配布やホームページ更新もほとんどなく、高額な事務所には看板が一切ないため、市民への対応も一切なされていないので、一日中事務所で政務活動の補助だけをしていた被雇用者がいたとは常識的に考えられない。現に、私がメールや手紙を送っても無反応です。

以上のことから、秋田議員と被雇用者との雇用関係は、日給1万円で勤怠表の添付や按分をしない不透明な会計処理であり、初勤務から約9か月に及ぶ期間も給料が支払われていない、労働基準法に違反した雇用契約であります。よって、税金が元である政務活動費の使用には高い透明性と適正さが求められますが、秋田議員は労働基準法に違反している不適切な雇用契約をしているため、人件費は不当であり不適切なため、返還を求めます。

これが適切であると判断してしまえば、真面目に勤怠表をつけて按分している議員は、今後は勤怠表もつけず、按分もせず、労働基準法を遵守しなくてもよいという前例をつくってしまい、法律を守らなくてよい無法議会になってしまいますので、良識ある御判断をお願い申し上げます。

次は、個人である友人に支出した調査研究費について。

秋田議員が令和元年7月30日に支出した調査研究費は、領収書に宛て名が記載されていません。政務活動費の運用指針の36ページには、領収書受理等の処理の主な注意点において、宛て名に交付対象議員の議員名を記載することになっているが、こちらを守られていません。また、委託先は秋田議員の友人であり、今回の支出と関連性がない職業をされており、川崎市に関する資料作成を専門家でない遠方の友人に委託し、政務活動費から支出することは、私的流用であります。そもそも、調査研究の委託先が法人でもなく、屋号のない個人です。公金での支出先としてふさわしくありません。万が一、こちらが認められるのであれば、遠方に住む全く無関係な職種の飲食店や土木業の友人に調査研究を依頼して、政務活動費から支払うことも可能ということになります。運用指針を守らない友人個人に支払ったこの調査研究費は不適切なため、返還を求めます。

次、ホームページ管理費についてです。

秋田議員は、当選前に作成した秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会、こちらは政治団体登録してあります。政治団体のホームページの管理費として2019年5月から2020年3月まで毎月1万円を政務活動費の広報・広聴費として友人に支出しています。しかし、こちらのホームページは、2019年5月から2020年3月の間は1度しか更新されておらず、政務活動及び市政に関する内容はありませ

んでした。

そして、ホームページ管理費の支出先は前件同様に遠方に住む秋田議員の友人個人であり、経歴や職業を見る限り、ホームページ作成や管理に関する専門家ではないため、こちらも私的流用です。また、こちらも人件費同様に2020年5月から管理していることになっていますが、10か月後の2020年1月31日にまとめて一括で支出するなど、一般社会ではあり得ないずさんなホームページ管理の委託契約を交わしていると考えられます。そもそも、10か月間も委託費が未払いなのに委託を続ける事業者がいるのでしょうか。そのため、政務活動費の返還を免れるためにまとめて計上したとしか考えられません。よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求めます。

また、令和元年度は不適切ながら3分の1を按分していますが、令和2年度はなぜか按分もせずに支出しています。こちらは先日、追加で証拠書類を提出しましたが、こちらの収支報告書に記載されているURLは、政治団体である秋田めぐみと川崎の魅力を伝える会のホームページのため、適切な按分をする必要があります。

ホームページの中身について、更新や投稿されるページは、議会発言及び市政情報の2つだけですが、議会発言は2020年6月23日の一般質問を最後に投稿されていません。また、市政情報は2019年の市政報告を最後に投稿されていません。よって、2020年4月から2021年3月までの期間、この政治団体のホームページを管理費として秋田議員の友人個人に毎月3万円を政務活動費から支払っていますが、2020年6月23日以後9か月間、更新または投稿されないホームページの一体何を管理する必要があるのでしょうか。当然ながら不適切なため、全額返還もしくは令和2年度は按分しての返還を求めます。

次に、研修費及び人件費について。

秋田議員は、2020年2月22日に愛知県で行われたSDGsフォーラムの交流会に同行者をつけ、同行者の交通費2万2,600円及び人件費1万5,000円の合計金額3万7,600円を政務活動費から支出しています。政務活動費の運用指針において、研修費の議員以外の参加者は、政務活動の補助者は必要限度において支出可能とはなっていますが、この交流会において第三者が同行する必要性が全くもって理解できません。なぜなら、この交流会のプログラムを見ると、開催時間は1時半から6時、途中休憩30分あり、たった4時間の交流会です。たとえ秋田議員に1人で講義を聞いて理解する能力がない場合であっても、講義内容をボイスレコーダーで録音して、後日補助者に聞いてもらえばよいだけです。また、人件費として1万5,000円を補助者に支払っていますが、時給換算すると時給3,750円となるため、非常に高額であり、人件費1万5,000円とした根拠も不透明であります。

また、同時期に関東ESDにおいても東京渋谷区SDGsフォーラムが開催されているため、同行者を引き連れて愛知県まで行くのは、観光目的の私的流用と疑いざるを得ない。よって、政務活動費の支出として不適切なため、返還を求めます。

次に、事務費についてです。

秋田議員以外のパソコン購入代を調べると、政務活動以外の用途も予測して2分の1から3分の1の按分がされていますが、秋田議員は按分をされていません。デスクトップでないノートパソコンまたはラベルライターは控室用として政務活動費から全額支払っていますが、両方とも持ち運び可能で、政務活動以外に使うことが十分可能であるため、政務活動以外では使わない明確な区分けが不能の場合は按分すべきではないでしょうか。

また、秋田議員が政務活動費で購入したノートパソコンは最上位機種ですが、政務活動のみで使用するパソコンを最上位機種にする必要性は全く理解できません。よって、これらは按分が必要であるため、ノートパソコン及びラベルライターの50%按分した差額の返還を求めます。

次に、高額過ぎる実態不明の事務所費について。

秋田議員が政務活動費から支出している事務所費は、ほかの議員の事務所費と比較しますと2から4倍の高額な賃料です。「最少の経費で最大の効果を挙げる」、地方自治法第2条14項とは真逆な最大な経費を費やした事務所であります。また、川崎市議会の政務活動費の運用指針において、事務所の賃貸料は、事務所としての形態を備えているものに限る。事務所としての実体については、使用実績・看板・表札等の外形、常勤事務員の有無、備品の内容などを総合的に考慮して判断すると定められていることから、政務活動費から事務所費として支出できる事務所の形態は、市民が外観等を見て政務活動事務所として分かる事務所であることが大前提であります。しかし、秋田議員の政務活動事務所は、入居から1年半以上も経過しているのに、外観及び郵便ポストに何一つとして事務所であると分かる表札及び看板等がないどころか、事務所入り口及び側面には意味不明なC i f e r と大きく書かれた看板があり、市民の誰もが政務活動事務所であると認識ができない。

こちらの高額な事務所には配達証明書付きの郵便物を送付しましたが、市民からの郵便物を受け取ることさえもしない事務所であることも判明しています。

そして、この高額な事務所の外観はパルテノン神殿のような外観で、外からは中が見えないような大きな紫色のカーテンとパーティションで目隠しをしており、床は大理石のため、見た目は政務活動事務所というよりも占いの館もしくは美容室です。

また、この高額な事務所から徒歩10分の川崎市議会には秋田議員専用の控室がありますが、これまで秋田議員が政務活動費の事務費から支出している中から高額な事務所用と議会控室用の2つに分けているので、これらをまとめてみました。まず、高額事務所用として購入されたものは、セパレートソファ、DVDプレイヤー内蔵付きの小型ホームシアターと明記されたプロジェクターのみです。一方で、議会控室用として購入したのは、ノートパソコン、ラベルライター、インクジェット複合機、シュレッダー、4段木製ラックで、これらを控室にて政務活動に使用と支出伝票に明記されています。これら高額事務所用と控室用にそれぞれ購入した備品を客観的に見ると、ソファとホームシアタープロジェクターを常備している高額事務所にも、ノートパソコン、ラベルライター、インクジェット複合機、シュレッダー、4段木製ラックを常備している議会控室が秋田議員の政務活動事務所の役割をしていると考えられます。

そのため、市民に所在地を明かさない高額事務所の存在価値が疑問であります。なぜなら、政務活動で主に使われているのはノートパソコンやラベルライターですが、こちらは先ほど事務費についても申し上げたように、議員控室専用として按分せずに全額政務活動費から支払っているため、議員控室以外では原則使用しないことになっているはずですが、そして、高額な事務所にはセパレートソファとホームシアタープロジェクターしか政務活動費から購入していないため、この事務所は別の用途で使用されている事務所ではないでしょうか。

また、政務活動費の運用指針によれば、事務所としての形態を備えていない場合は、事務所の賃貸料を政務活動費から支出することは認められないと定めているため、こちらの事務所料の返還を求めます。最後に、占い師に支出した問題についてです。

秋田議員が多額な政務活動費を支払っているMorri Laboのホームページの中身を私は添付資料としてたくさん添付していますが、URLも記載しているので見ていただけているかと思いますが、秋田議員はMorri Laboが設立してたった数週間後から多額な政務活動費をこちらに支払っています。不信に感じ、2020年7月3日に所在地を訪問しましたが、所在地にはMorri Laboと分かる表札及び看板等は何一つありません。

ホームページといえば事業の顔ですが、そこには占いに関する事しか記載されておらず、料金設定は、対面セッション占い1時間6万円、電話セッション占い10分1万円、メールセッション占い5分5,000円の3つの高額な占い料金のみです。そして、このMorri Laboへの支出伝票は、令和元年度と2年度を合わせて全部で19枚ありますが、全てが占い設定金額の最小単位と合致しているため、どう考えても占い以外に使ったと考えるのには無理があります。さらに、事業者代表の肩書は占い師、そしてパーソナルコンサルタントですが、パーソナルコンサルタントは、心の悩み相談に使われる用語です。調査研究費として14種類の様々な問題の調査研究依頼をしています。この事業者が全ての問題や課題に精通している人物であり、データ解析、関係法案の整理、専門的知見を提供できるとは考えられません。

そして、細かな話をさせていただきますが、2019年12月16日の被災世帯への支援に関する調査研究費は、備考欄に「代表質疑の日時が直近のため緊急対応」と記載してあり、緊急で対応しただけで10万円も支払っていますが、一般社会では、下請会社にこの資料は締切りが迫っているから急ぎでやってくださいと催促しても、お得意様の顧客に対して「分かりました、急ぎで上げます」が通常かと思いますが、秋田議員の場合は、急ぎであるから10万円を徴収する。こんな下請会社は一般社会では私は考えられません。

これらの調査研究費において成果物が存在しないことも大変問題だと思いますので、成果物を全て公開または提示していただきたい。

秋田議員は14種類の調査研究費を高額で支出しているにもかかわらず、支出内容を明確にするため必要とされている政務活動記録票をいずれも支出伝票に添付していません。調査研究費だけで2年間で合計約533万円支払っていますが、これら全ての調査した結果の資料を提示してほしいです。こちらは1枚1,000円ほどで計算すると5,330枚ほどの調査資料となるかもしれませんが、全て提示してほしいです。中には、1つの調査研究費で66万円と高額な金額を支払っているものもありますが、これだけの金額を支払い、数ページほどの調査した資料では、当然納得ができません。

また、令和2年度では、秋田議員以外に一般質問の内容について政策支援を青木議員も委託していましたが、青木議員が委託する会社は事業概要に政策支援やシンクタンクを記載しており、弁護士をはじめ各分野の施策立案や調査の経験豊富な専門的メンバーが多数在籍している会社であることがホームページから見て分かります。一方、秋田議員が委託するMori Laboは、ホームページを見ても占いに関する内容が記載されているのみで、代表者の肩書も占い師であります。そして、両者が委託した金額を比較しても、秋田議員は高額過ぎます。青木議員は、複数の調査を政策支援の専門の会社に依頼して6万円。秋田議員は、1つの調査を政策支援の専門外の会社に依頼して66万円の11倍です。

以上ことから、調査研究費としてMori Laboを選定した経緯、委託内容、金額に不当性があり、政務活動費に求められる透明性、適正性に反するため、返還を強く求めます。

また、広報・広聴費として合計金額110万円をMori Laboへ支出していますが、通常の印刷事業者であれば1つの請求書に入れる項目であるのに、5つの請求書に分けていることもとても不可解です。そして、市政報告相談費として22万円も支払っていますが、アドバイスをもらっただけで大卒初任給の平均月給を上回る料金を支払うことには理解ができません。

こちら備考欄に市政報告の作成の相談やアドバイス、市政報告作成の注意点、市政報告事例紹介及びアドバイスなど、わけの分からないことに22万円払っていますが、なぜ現職の川崎市議会議員が遠方に住む議員経験のない占い師の方に市政報告に関するアドバイスをもらう必要があるんですか。また、なぜ川崎市に住む現職議員が川崎市に住んでいない議員経験のない一般の人に川崎市の市政報告に関するアドバイスをもらい、税金が元手である政務活動費から支払う必要があるんですか。はっきり言って、めちゃくちゃ私には理解ができません。こちらも議会事務局に相談すれば無料ではないでしょうか。

そして、相談費、原稿費、構成費、デザイン費、修正費があるのに印刷費の項目がないことや、成果物のチラシを見た人がいないことも不可解に感じたため、秋田議員へ2020年7月31日にメールで、2021年5月21日に内容証明書にて、いずれも成果物であるチラシなどの印刷物の提示を求めましたが、拒否されています。

また、監査委員から提示を求めて秋田議員が提出した場合であっても、市民に対して再三にわたり提示しなかったことから、急遽作成した可能性が考えられます。この辺も考慮して監査していただきたい。

最後によろしいですか。この件につきましては、私以外にもたくさんの市民の方々も情報共有していますが、全員が公金である政務活動費の支出として不適切な支出であり、占いに使った以外は考えられないと発しています。かわさき市民オンブズマンの方々も同様に考えているので監査請求が2枚出されている事態になっていることも十分御理解ください。

私はこの1年間、多大な労力、時間、お金を費やして監査請求をしました。公平公正な監査をお願い申し上げます。

以上でございます。

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1) 議員の任期満了

(2) 議会の解散

(3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4) 議員の所属会派からの脱会又は除名

(5) 会派の解散

(6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。)及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第 14 条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 15 条 議長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報(川崎市情報公開条例(平成 13 年川崎市条例第 1 号)第 8 条に規定する不開示情報をいう。)が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第 1 項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第 1 項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年 4 月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者(所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者(交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人)」と読み替えるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 略

別表(第 10 条関係)

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅

	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第 6 号様式）によ

るものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。）第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の手續及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第7号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第7号様式の2）によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消しの内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略